## 区的地位

# 南区農業委員会



第34号

平成31年2月1日発行

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025)372-6785·372-6791 FAX (025)373-2285

http://www.city.niigata.lg.jp/(新潟市)

主な内容

っ2 ………… 農林水産大臣表彰・永年勤続表彰

₽ 3 ············ 農業委員会視察研修

P 4 ······ 農業経営基盤強化法による「賃借·売買·交換」について



がたくさん詰まっていました。 がたくさん詰まっていまい。 関根 特性を生かしたいろいろな果 特性を生かしたいろいろな果 力ドだけでなく、新潟の土地 果樹に携わっていたい。 アボ果樹に携わっていたい。 アボー 果樹が好きだから、一年中

はを2年で収穫し、昨年から 対かるといわれるアボカド」を 対にい。「雪国アボカド」を がたい。「雪国アボカド」を がたい。「雪国アボカド」を があるといわれるアボカド」を がかるといわれるアボカド」を がかるといわれるアボカド」を がかるといわれるアボカド」を

養価が高い。知れば知るほどばあるほどおいしくなり、栄

アボカドは新潟での栽培に適

ていると思ったそうです。

販売を始めました。

寒さに強く、寒暖差があれ

知名度はあるけれど国産の品

が見当たらないことも決め手

のひとつでした。

して農業委員会活動にご尽

から三期にわたり会長と

員会が農地等の利用の最適

力されたこと、

南区農業委

岡正英会長と南区農業委員 農業委員会大会が三条市の されました。 会に農林水大臣表彰が伝達 陸農政局の春日次長より花 メッセピアで開催され、 + 月二十二日に新潟県 北

化の推進に取り組み、 た功績が認められたもので の農業振興に大きく寄与し 地域

のリ られたものです。 活躍を祈念いたします。 上に努力された功績が認め これからも、地域農業者

南区内全域を農業委員及び農

後期農地パトロー

ルとして、

本年度の

地利用最適化推進委員の全員

遊休農地の現地調査を行

ました。

県農業会議の 石山会長より また、 新潟

永年勤続表彰

英会長、 郎会長職務代 として花岡正 一十年以上勤 (いずれも 堤

さん(いずれ も十五年以上 柏 伊藤清

が表彰されま 務)の四 名

平成十年三月から農業委員

これは、

花岡正英会長が

就任し、

平成二十二年二

した。

とで、

おり、

毎年一

法律

尽力され、 長年にわたり農業委員と 地域農業の発展にご 農業者の地位 向 十月三十一日に、

ーダーとして益々のご

当日は、区内三地区六カ所 現在耕作され 既に優良農

地として再生された農 地を巡回しました。 ていない農地や、 を順次巡回し、

> うなど、 付くよう、土地所有者へ 利用権設定 農地の土地所有者への文書等 きかけを行いました。 解消対策として周辺農家との の指導を継続的に行うことや、 ●巡回後の検討会では、 実質的な解消に結び (賃貸借等)を行



続的に経営をするには、農地を貸して

平成三十年十一月八日・九日の二日 富山県内の農業法人を視察研修し やすい環境づくりに取り組み、 イメージを変えたい」と意欲的に話し

# おしゃれな農業を メージ (入善町)

穂社長は、「根気のいる仕事や緻密な 富山県内初の女性経営者が誕生しまし 創業者の信念から法人設立と同時に、 た。二十四才で経営者になった海道瑞 十二年三月「農業には、 仕事は女性向き。 株式会社アグリたきもとは、平成 積極的に女性が働き 女性が必要」と

れました。また、入善ジャンボ西瓜や 系をつくりたい」と前向きに話してく と同時に、 地域の農地を守る農地集積に取り組む たい」と意気込んでいました。 ハウスネギの栽培にも積極的に取り組 今後は、 全国へ「おしゃれな農業を発信し 少人数で効率の良い作業体



## 経営テーマは百年 生き残り(南砺 市

現在は、 農産、 模稲作経営を目標に設立されました。 ヤベと三つの農業法人でサカタニグルー 一農産は、 として活動しています。 昭 山田朝夫専務は、 和四十七年、 有限会社ヤマダカントリー・オ 行政区ごとに有限会社ヤマダ 地域に根ざした借地型大規 農事組合法人サカタ 「地域と共生し持

クタール、大豆約四十へクタールま

平成三十年産では、

水稲で約百

農業の

で経営面積を増やすことができました。 「近隣の農業法人と協力し、 くださる農家の皆様、 生産物を買って

ていきたい」と語ってくれました。 営テーマ~百年生き残り~稲作のみに では、水稲、大麦、玉ねぎ等で約四百 まず人づくりが不可欠」の信念のもと また、「農業は心を耕す産業であり、 大切にしています。 次世代を担う若い人材を育てることを から愛されることが必要であり不可欠 くださる消費者の皆様、二人のお客様 クタールまで拡大しました。将来展 経営面積も年々増え、平成三十 消費者ニーズにあった生産を行 野菜作りなど複合部門を取り 「サカタニグループの経 年産

## いりのとでは場合は よる手続きが必要で

#### ★転用の許可は2種類あります。

- 1 農地の所有者自らがその農地を転用する場合(農地法第4条)
- 2 農地の所有者から農地を購入、 または借りて転用する場合(農地法第5条)

### ·O

## 農業経営基盤強化法による「貸借・売買・交換」について

農地の貸し借りや売買・交換は、農地法による許可のほかに農業経営基盤強化促進法でも 行えます。希望される方は、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局に 相談してください。

#### 制度の特色

- ① 貸し借り
  - ・貸し手は、賃貸借の期間が終了すれば農地を自動的に返還してもらえます。 この場合、離作料を支払う必要はありません。
  - ・貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、更新することができます。 【貸借期間の終了案内】

貸し手と借り手には終了の案内を送付しますので、期間更新を希望される場合は 忘れずに手続きを行ってください。

- ② 売買・交換
  - ・所有権移転の登記は、要件を満たしている場合は農業委員会事務局が行います。
  - ・一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。 譲渡所得の 800 万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置

#### 制度の要件

- ① 借り手・買い手の要件
  - ・自ら耕作すること。(不動産業者等が仲介していないこと)
- ② 土地の要件
  - ・取得面積が概ね 10 a 以上であること。 (ただし、隣接する既存農地を含めることは可)
  - ・借り手の経営面積が 50al以上であること。
  - ・買い手の経営面積が水田面積換算で 260 a 以上であること。



### 届出に必要な書類等

- ・貸し手(売手)、借り手(買手)の双方からの申し出となります。
- ・貸し借りは、土地の地番を特定できることが必要です。
- ◎ 両者の認印
- 売買、交換は土地の登記簿謄本(法務局交付の全部事項証明書)※代理申請の場合は、事前にご相談ください。(農政振興係 ☎:375-6785)

### 全国農業新聞

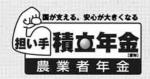
全国農業新聞を購読しませんか。

一農業者の視点でお届けします

★毎週金曜日発行 月額 700 円 ★ 3 ヶ月間の試読(無料)もできます!! お申込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員

または南区農業委員会事務局 ☎025-372-6785/





# 農業者年金へ加入のお勧め

## あなたの老後を考えてみませんか?

しっかり積立、がっちりサポート 安心で豊かな老後を「担い手積立年金」 農業者年金をお勧めします!

現代は医療・福祉・食生活等の改善が進み、人生まさに80年時代に入ってきました。 また少子高齢化、核家族化が定着する中で、「個」を尊重する社会になりつつあります。 そのため「あなたが農業経営を引退後、どのような生活をするか」 皆様にとって、とても大切な問題です。

#### 老後生活は、こんなに長い!



#### あなたの老後生活への備えは十分ですか?

年金は家族一人ひとり について準備すること が大切です! 老後の備えは国民年金 プラス農業者年金が 基本です!

#### ●平均余命 厚生労働省「平成19年簡易生命表」

(08/07/30)

現在	男	女	
65歳	18.56(83.56歳)	23.59(88.59歳)	
60歳	22.54(82.54歳)	28.06(88.06歳)	
20歳	59.66(79.66歳)	66.39(86.39歳)	

### 農業者年金へのご加入をお考えの農業者の皆様へ

#### 農業者年金は安心できる公的年金です

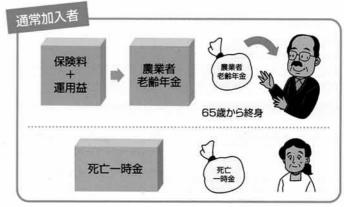
少子高齢化時代に強い積立方式(確定拠出型) で、生涯にわたってもらえる公的年金です!



税制面の優遇措置や農業の担い手には特別な支援(保険料の国庫補助)があります!

#### 農業者年金は老後生活をがっちりサポート

- 少子高齢化時代に強い積立方式
- ●終身年金で80歳までの保証付き
- ●支払った保険料は全額社会保険料控除





## 農業者年金のポイント



ポイント

#### どんな人が加入できるの?

#### 農業者ならどなたでも加入できます

- 1. 国民年金1号被保険者で、
- 2. 年間60日以上農業に従事する、
- 3.60歳未満の人ならだれでもOK

#### ( こんな人が加入できます

















ポイント

#### 少子高齢化時代にちゃんと年金がもらえるの?

#### 少子高齢化時代に強い 積立方式(確定拠出型)の年金です

- 1. 加入者が積み立てた保険料と運用益に応じて受け 取る年金で、
- 2. 保険料を支払っている人の数や年金受給している 人の数が変化しても影響を受けにくい制度です

3

#### 保険料はどのくらいなのかな?

#### 保険料の額は自由に決められます

- 1.月額2万円~6万7千円で、千円 単位で自由に選択でき、
- 2. 経済的状況や老後設計などに応 じて見直しができます



ポイント 4

#### いつまで年金がもらえるの?

#### 終身年金で80歳までの保証付です

- 1. 農業者年金の給付は「農業者老齢年金」と「死亡一時金」の 2種類で、
- 2.65歳(基本)で終身(生涯)受け取ることができ(60歳繰り 上げも可能)、
- 3. 仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳 までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値 に相当する額が「死亡一時金」として遺族に支給されます

ポイント

#### メリットはあるの?

#### 納めた保険料は、全額所得税の 社会保険料控除の対象です

- 1. 控除されることによって、課税所得が下 がり、
- 2. 受け取った年金は税制上、公的年金等控 除の対象となり、65歳以上の人であれば 公的年金等の合計額が120万円までは 非課税です※1

ボイント 6

#### 農業の担い手には特別な支援はあるの?

#### 認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助があります

- 1.60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる方で、
- 2. 農業所得(配偶者・後継者は支払を受けた給料等)が900万円以下
- 3. 認定農業者で青色申告者など下記※2の「保険料の補助対象者と国庫補助額」の表の要件に該当する者

#### 受給するための要件は

国庫補助を受けた分に対する年金は、将来農業経営からリタイア(農地等の経営継承)をしたときに原則65歳から「特 例付加年金」として受給できます(年齢制限はありません)

#### ※1 保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)の試算

税率	加入者の支払った保険料が			
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合	
15%	1万8千円	3万6千円	12万1千円	
20%	2万4千円	4万8千円	16万1千円	
30%	3万6千円	7万2千円	24万1千円	

(注)保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

区分	N 75 +- 75 /4-	国庫補助額	
	必要な要件	35歳未満	35歲以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営 に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満た す者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分 1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	== :

保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を

保険者が日原用間によりで同じて 差し引いた金額となります。 (注1)区分1の認定農業者には、農業法人として認定を受けている者は除きます。 (注2)区分3の補助対象者には、「後継者の配偶者」は家族経営協定を締結していても該当になりません。 (注3)区分4・5の3年以内・10年以内は、それぞれ該当する日に区分1の要件を満たしていなければなりません。





自己負担分